

令和元年度山形県環境審議会第3回自然環境部会 議事録

1 日時 令和2年2月6日(月) 13時半～15時

2 場所 山形県庁701会議室

3 出席者等(敬称略)

(1) 出席委員及び特別委員

(委員) 幸丸政明、梅川信治、江成はるか、佐藤景一郎、梶本卓也、野堀嘉裕、本橋元、池田香

(特別委員) 東北農政局農村振興部長 高居和弘【代理：農村環境課課長補佐 畠中昭二】

東北森林管理局長 小島孝文【代理：山形森林管理署次長 畠山幸樹】

東北地方整備局長 佐藤克英【代理：企画部 広域計画課長 佐野智樹】

東北地方環境事務所長 小沢晴司【代理：次長 中島慶次】

(2) 事務局

山形県環境エネルギー部	みどり自然課長	石山 清和
	課長補佐(自然環境担当)	加藤 雄祐
	自然環境主査	吉田 桂司
	自然環境主査	倉本 幸輝
	主事	白田 勇一
	嘱託	藤原真由美

4 議 事

(1) 開 会

(2) 課長挨拶

石山みどり自然課長より、部会開催に当たって挨拶がなされた。

(3) 部会の成立

委員総数17名のうち12名が出席しており、山形県環境審議会条例第6条第7項で準用する第4条第3項の規定により、定足数に達していることが報告された。

(4) 議事録署名委員選出

議長により、議事録署名委員に梶本委員と佐藤委員が指名された。

(5) 報告事項 山形県第12次鳥獣保護管理事業計画の一部変更について

(事務局より説明)

幸丸部会長： 質問等がなければ、この変更については了承とする。

事務局： 補足として、第12次計画の変更については、後ほど審議していただくシカの計画と合わせてパブリックコメントを行い、必要があれば修正を行ったうえで最終的に決定させていただく。

(6) 審議事項 山形県ニホンジカ管理計画（案）について
（事務局より説明）

江成委員： 追加資料1-1の10頁「被害等の発現段階に応じた取組指針」中、低密度状態での「越冬地での試験捕獲」について、他県を見ると、低密度捕獲を行うこと自体が目的になっているところが多い。以前、白神山地で出会った狩猟者から、『今年ここでシカを20頭捕獲しなければいけない』という話を聞いたが、白神山地でまとめて20頭捕獲できるような場所はないのが実情である。山形県では低密度捕獲自体を目的にし、毎年多額の予算を無駄に投入することにならないよう気を付けてほしい。

追加資料1-1の11頁「シカによる農業被害メッシュ数」について、現状「1」、目標が「20以下」となっている。これはアンケートや寄せられた情報を基にカウントするのだと思うが、この方法では、カモシカによる食害の報告や、シカかカモシカかわからないような情報があがってきってしまう。シカとカモシカをどのように見分けるのかということについて、「これはシカだ」ということがわかるような情報を一緒に出してもらうなど、もう少し整理した方がよい。

また、資料「山形県ニホンジカ管理計画（案）への意見と回答について」中、幸丸部会長の「保護上重要な区域の優先順位をつけるべきだ」という意見については自分も同意だ。そもそもこの重要な植物を守っていく中で、被害が起こってから対処するのは遅い。被害が起こるということは容易に想像できるので、そこで被害が起きたときに山形県としてどう動くのかということとは事前に定めておくべきではないか。

事務局： 越冬地での捕獲について、それ自体が目的になっているという意見については、来年度以降目的を見失わないよう、しっかりやっていきたいと思う。

シカによる農業被害メッシュ数について、カモシカによる食害の報告や、シカかカモシカかわからないような情報があがってきってしまうのではないかという意見について、カモシカとシカの被害との違いがわからないということがある。現在報告がある1件の情報は本当にシカか確認したところ、実際に農家の人が見ていたということで間違いのない情報としている。しっかり情報を確認していきたい。また森林研究研修センターから、シカとカモシカの食痕をDNAで判別できるキットがあると聞いている。もし判別が難しい場合はそのようなものを使用して確認したい。

梶本委員： それについては既に市販されているキットがある。

事務局： 保護上重要な区域での対策優先順位については、維管束植物の専門家である横山委員から、本県の自然環境現況調査でそのような事例があるか確認してもらったり、横山委員が行っている調査情報の共有を図りながら、色々相談しながら対策を行ってきたいと考えている。

江成委員： 了解した。2点目のメッシュ数について、例えば被害報告があった際に、その場所で目撃情報があったかどうかと照らし合わせ、目撃がありかつ被害ある場所のメッシュ数にするとか、他にも色々考え方はあると思うので検討いただきたい。

事務局： 検討する。

幸丸部会長： 保護地域について、具体的な対策というのは基本的に防護柵で囲い込み排除していくしかないと思う。例えばハワイでは広大な面積を囲い込み、排除している。そうになると、狭い面積の部分特定しなければいけなくなる。そういう意味で、何か食害が発生したときに、貴重な植生が失われる場所を優先的に抽出しておくべきではないか。ここに記載されている重要な地域を全て防護柵で囲むわけにもいかないだろう。

佐藤委員： 7頁に「市町村整備計画で鳥獣害防止森林区域を設定し、森林整備と一体となる実施を」とあり、これは大変ありがたい文言だと思っている。資料1-4に、対象種についてシカが基本と記載されているが、実際にイノシシやクマ、サルからも甚大な被害を被っている。これはニホンジカの管理計画であることから、シカのみを記載しているのか。

事務局： 鳥獣害防止森林区域についてはシカが基本としているが、その他クマ等の森林・林業被害が出ているところではシカ以外も設定できる。

佐藤委員： シカが基本と記載してしまうと、シカになってしまう。実際シカもいるが、イノシシがずいぶん繁殖しているとも聞いているので、このようにあまり誇張して記載しないほうが、我々にとっては区域を指定してもらう際にいいと思う。

事務局： シカ以外の動物についても、市町村森林整備計画を関係者で調整する際に加えることができると考えている。

佐藤委員： 市町村森林整備計画というのを時々目にするが、この鳥獣害防止森林区域というのはあまり目にすることがない。この区域を設定している市町村はないのではないのか。山形県が定めている地域森林計画に記載されているのか。

事務局： 県内ではまだ設定されていない。森林被害が出たところを中心に対象となる森林を決めていくということが設定基準に記載されている。本県が定めている地域森林計画の中に、鳥獣害防止森林区域を設定するということが記載されている。今後は、実際に被害が出るおそれのある市町村に対し、当該区域の設定を促し対策を実施するよう助言する必要があると考えている。

佐藤委員： 山形県らしい計画をという意見が、以前野堀委員からあったが、野堀委員の考え方はどうか。

野堀委員： 他県の場合を参考にするだけではなく、例えばヨーロッパ、オーストリア、ドイツでは、若い造林地の脇にハンター小屋を作っておき、そこへ誘引して捕獲するというも行われている。仮にそのようなことが可能であれば、森林整備と一体となった山形県らしい鳥獣の個体数管理が提案できるのではないのか。

市町村森林整備計画において鳥獣害防止森林区域を設定し、森林整備と一体となった鳥獣被害防止対策を実施するというのは現実的には不可能ではないか。この計画は、シカの管理計画ということで、目的には「個体数拡大の抑制をする」と記載されているが、市町村が森林整備計画内で森林整備と一体となっていくという意図はある意味、市町村へ丸投げしているように見えてしまう。そうではなく、山形県としてはこのような方法であれば個体数を管理できるという提案をする必要がある。佐藤委員からも

話があったように、山形県内ではまだ一つも市町村からの提案がないのであれば、この文言だと、今後、市町村に対して山形県が鳥獣害防止森林区域を設定するよう指導することになると思うが、市町村から「そんなことはできない」と反発されることもあると思う。

事務局： 鳥獣害防止森林区域の設定を山形県で強制するわけではないが、実際に侵入防止柵の設置や単木防除資材や忌避剤の導入について市町村が取り組む場合、補助制度等があるため、対策が進めやすいということもあり記載している。

幸丸部会長： 前回の部会で、第二種特定鳥獣管理計画の位置付けをきちんと記載するべきだと発言したのは、山形県が策定することになるので、その部分を曖昧にしておくとな誰が主体なのかわからなくなってしまう。まず山形県が主体となり、それから市町村等に指導・助言していくということが必要と思う。

野堀委員の話で思い出したが、自分がイギリスへ行った際、イギリスの保護区では保護区内に射撃をする設備を作るという非常に柔軟な方法も採っていた。また、北海道ではシカの体が大きく、車にぶつかられた人が死ぬこともあるので、道路管理者が色々な対策を行っている。そのようなことも情報として取り入れ、道路管理者と情報共有をしてもよいのではないか。

本橋委員： 7頁「3 生息環境管理」の中で「見通しの良い緩衝帯を設置する」とあるが、一般的に効果のある緩衝帯の幅はどの程度か。また、そのように都合よく山と住環境との間に緩衝帯を設けるためのスペースを確保できるのか。耕作放棄地等があればよいだろうが、そのスペースが確保できない場合は木を伐採したりするのか。

事務局： 緩衝帯の幅の基準というものをあまり見たことはないが、実際にサルやイノシシ等では30~50メートル程度の幅を設けているので、シカもあわせて一体的にできればと考えている。

スペースについては場所によって確保できないことも考えられるので、その場合はできる限りでの対応になると思う。森林を間伐して対応するというのも一体となって行っていきたい。

幸丸部会長： 緩衝帯についてどの程度の幅を設ければよいのかということも含め、どのような効果があるかということについては、シカの場合、低密度のため難しい部分があると思う。将来、実証実験ができるような状況を考えておいたほうがよいのではないか。

また計画を作成しても、その後具体的にどうするかという部分がなければ実行性がなくなってしまう。計画期間は5年間なので、5年間経って手遅れにならないよう、ここで決めたことは5年間このままでいくということではなく、改訂を含めて柔軟に対応してほしい。

梶本委員： 7頁の「3 生息環境管理」で「被害対策アドバイザー等の専門家」という記載があるが、山形県ではすでに具体的にこのような人がいるのか。

事務局： 農林水産省で農林被害対策に関わっている人や、シカやイノシシの電気柵の専門家等、色々な分野から考えている。

梶本委員： 7頁の「2 (2) 森林生態系被害対策」には「食害が確認された場合…学識経験者

等の指導・助言…」とあるが、この専門家とはまた違うのか。こういう計画で「専門家」と書かれていると答えが用意されているように受け取られてしまう。具体策としてアドバイザーや専門家に依頼するということまで考え計画化した方がよい。

事務局：先ほど江成委員へ回答したように、例えば高山帯など絶滅危惧種が集中しているような場所で被害が出ているような状況があれば、即座に対応しなければならないとイメージしているが、モニタリングをしている専門家の方や、シカ対策の専門家に話を聞いて対応していくことをイメージしている。

幸丸部会長：形だけで「アドバイザー」を指名してもだめなので、きちんと対応できる人を選び、勉強会や研究会を開く等しなければいけない。このような肩書の人を委嘱している、というだけでは効果がないので検討してもらいたい。

江成委員：自分は山形県の大形野生鳥獣への報告書の作成を受託しており、毎年の分布や被害状況はわかるものの、例えば高山植物に関しては情報を持ってこない。こういうことに対する振り返りというのは、どういう形を想定しているのか。

事務局：自然環境モニタリング検討委員会や審議会の前段で開催している特定鳥獣保護管理検討委員会のほか、必要に応じて関係団体にフィードバックしていく必要はあると考えている。

江成委員：特定鳥獣保護検討委員会には、例えば横山先生のような植物の先生も入っているということか。

事務局：検討委員会には横山先生は入っていないが、実際に被害等の情報が寄せられた場合、横山先生や被害対策アドバイザーの方に確認してもらったうえで必要な対策を講じていきたい。被害が発生した段階で検討委員会にも報告したいと考えているので、助言・アドバイス等をいただきたいと思う。

江成委員：16 ページ最初にある「特定鳥獣保護管理検討委員会」に全ての情報が集約されるという理解でよいか。

事務局：そのとおり。ここで専門家にオブザーバーとして入っていただいたりしながら検討していく。

幸丸部会長：今は全政策を挙げてやらなければいけない態勢だと思う。交通対策や植物・植生等に関係する色々な人たちの知識や政策を集約することが必要である。みどり自然課だけでなく、他の部局や課にも取組みを広げなければいけないのではないかと。

事務局：森林被害が特に心配されるので、森林ノミクス推進課と連携して実施していきたい。

幸丸部会長：山形県猟友会から「安全な捕獲技術への支援」について要望があったと事務局の説明があったが、そのことについて梅川委員からコメントをお願いしたい。

梅川委員：山形県猟友会の会員数減少は平成 27 年に止まり、令和元年 1 月末の会員数は約 1,600 人となっている。そんな中イノシシが増えているため、市町村や山形県の捕獲事業にも協力しているが、従事している会員の中には経験の多くないものもいる。更に今後シカが増加する状況の中で、山形県猟友会として一番困るのは、猟銃事故の発生だ。そこで、昨年 12 月 11 日山形県に対し、指定管理鳥獣捕獲等事業に係る安全管

理研修や安全射撃訓練に係る経費の支援について要望するなど安全の確保を重視している。

事務局： 指定管理鳥獣捕獲等事業における安全管理研修については、今年度もイノシシの巻き狩り等研修会を実施しており、来年度以降も山形県猟友会と連携し、現場で安全に関する研修等を実施していきたい。また、猟銃事故を防止するため、市町村が有害補確保実施者を対象とした安全射撃講習会を開催する場合、射撃訓練の弾代を支援する事業に来年度から取り組みたいと考えている。

幸丸部会長： 他に質問等がなければ、審議事項1の山形県ニホンジカ管理計画(案)については、皆様からいただいた意見等を踏まえて修正、追記のうえ、答申させていただく。

各委員： 異議なし。

議 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____